

介護予防・日常生活支援総合事業に係る留意事項

令和 6 年 4 月 高齢福祉課高齢者支援係
厚生労働省「令和 6 年度介護報酬改定における改定事項について」抜粋

1 令和 6 年度介護報酬改定における改定事項について

【加算・減算関係】

(1) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

※令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及び蔓延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービスについては、令和 7 年 3 月 31 日までの間、減算を適用しない。

※介護保険最新情報 vol.1225 問 164～166 Q&A 有り

(2) 高齢者虐待防止の推進

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

※介護保険最新情報 vol.1225 問 167～169 Q&A 有り

(3) 同一建物等居住者にサービスを提供する場合の報酬の見直し

- 訪問介護相当サービスにおいて、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。

※介護保険最新情報 vol.1225 問 9～12 Q&A 有り

(4) 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化

- 運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬への包括化を行う。
- 一体的サービス提供加算の新設。

(5) 事業所が送迎を行わない場合（送迎減算）

- 利用者に対して、その居宅と通所介護相当サービス事業所との間の送迎を行わない場合には、片道につき47単位減算する。

※介護保険最新情報 vol.1225 問 65～67 Q&A 有り

(6) 口腔連携強化加算

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回限り所定単位数を加算する。

(7) 通所型サービスA（A7）の基本報酬据え置き

- 通所介護相当サービス（A6）の基本報酬単価は改正しますが、通所型サービスA（A7）の単価については据え置きます。

【運営基準関係】

(1) 身体的拘束等の適正化の推進

- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(2) 「書面掲示」規制の見直し

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。

（※令和7年度から義務付け）

(3) 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

- 利用者の送迎について、利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。
- 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合（共同での委託を含む）には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。
- 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。
※なお、この場合の送迎範囲は、利用者の利便性を損なうことのない範囲並びに各事業所の通常の事業実施地域範囲内とする。
※介護保険最新情報 vol.1225 問 65～67 Q&A 有り

(4) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

- 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設ではなくても差し支えない旨を明確化する。
※介護保険最新情報 vol.1225 問 184 Q&A 有り